

パラグアイ内政・外交報告（2月分）
政治情勢

2020年4月作成

1 内政

（1）政治資金調達に関する法の公布

18日 アブド・ベニテス大統領は、政治資金法（法第6501号）を公布した。同法は、既存の法を改正したもので、政治資金の透明性を確保する手段について規定されている。大統領は、同法は組織犯罪及び資金洗浄に対処する手段であり、同法が不処罰の防止に貢献することを期待すると表明。

（2） Dengue熱流行による非常事態宣言

18日、大統領府は、国内での Dengue熱流行による非常事態宣言を発出した。

（3）内務省治安担当副大臣の任命

27日、大統領令第3400号により、カルロス・ラモン・アルテンブルゲル・サントアンデルが内務省治安担当副大臣に任命された。

2 外交

（1）アラウージョ伯外相のパラグアイ訪問

3日、アラウージョ伯外相がパラグアイを訪問し、リバス外相と会談した。リバス外相は、イタイプ条約附属書C（条約改定に関する事項）に関し、諮問委員会と交渉チームを新たに設置し、2021年の年度末までに調印したいとの意向を表明したほか、越境違法行為取締りに対する両国間の協力強化等につき協議した。また、同日、アラウージョ外相はアブド・ベニテス大統領とも会談した。

（2）中国人のビザの効力停止

5日、パラグアイ外務省は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、中国人に対し発行済みのビザの効力を停止することを発表した。

（3）台湾政府の招待によるパラグアイ下院議員の台湾訪問

13日、アンヘル・マリアノ・パニアグア下院議員及びカルロス・ガルシア・アルティエリ下院議員がリバス外相と会合し、台湾政府の招待で台湾を訪問したことについて報告を行った。今次訪問では、台湾外交部国際経済局等を訪問し、パラグアイ・台湾貿易の促進等について協議を行った。

（4）持続可能な開発のための協力枠組への署名

17日、リバス外相及びペレイラ経済社会開発企画庁長官は、サマハ国連パラグアイ事務所代表との間で、持続可能な開発のための協力枠組2020-2024に署名した。

(5) リバス外相の国連人権理事会ハイレベルセグメント出席

24日、リバス外相はジュネーブで開催された第43回国連人権理事会ハイレベルセグメントに出席し、多国間主義、人権及び国際法を促進し、遵守することを約束することを改めて強調した。また、2021年に行われる国際人権理事会理事国挙（任期：2020～2024年）にパラグアイが立候補することを表明した。

(6) リバス外相とミCHEL・バチエレ国連人権高等弁務官の会談

26日、ジュネーブを訪問中のリバス外相はミCHEL・バチエレ国連人権高等弁務官と会談し、国際人権システムにおけるパラグアイの協力や地域的・国際的課題について協議した。また、アブド・ベニテス大統領からの、パラグアイ訪問の招待状を手交した。

3 要人往来

(1) 来訪

- ・アラウージョ伯外相（外相会談）

(2) 往訪

- ・リャノ上院議長，カタール（公式訪問）
- ・ロペス財務大臣，伊・ローマ，米・マイアミ（いずれも国際会議にパネリストとして出席）
- ・ペラルタ通信大臣，亜・ブエノスアイレス（アルゼンチン・デジタル・アジェンダ地区視察及び同担当者との会議）
- ・ペレス法務大臣，米・ワシントンDC（公式訪問）
- ・リバス外相，スイス・ジュネーブ（第43回国連人権理事会ハイレベルセグメント）